

かけがえのない命を二度と失わない

— 弥富市立中学校重大事案検証及び再発防止検討委員会「調査報告書」の提言を受けて —

令和 5 年 10 月

弥富市教育委員会

これは、弥富市立中学校重大事案検証及び再発防止検討委員会から答申を受けた「調査報告書」（令和 4 年 11 月 7 日全 47 頁）を元に弥富市教育委員会が作成したものです。

「調査報告書」の個人情報及び生徒間の関係性に係る部分を非公開とし、再発防止の観点から、「再発防止に向けての提言」を中心に公表するものです。

目次

第1	はじめに	1
第2	実施過程	1
第3	再発防止に向けての提言	6
1	児童生徒の理解に向けて	6
	(1) 教員や保育士らの理解・スキル構築	6
	(2) スクールカウンセラーの常駐化	7
	(3) 進学時における情報引継ぎの強化	8
2	集団における学級経営	8
	(1) 個々の児童生徒の内面に抱えるものの掘り起こし	8
	(2) 児童生徒間内での自治意識能力の構築	8
	(3) 児童生徒の視点での学校の在り方を考える教員組織	9
	(4) 児童生徒による校内自治活動の意識の醸成と学級会活動の定着化 ...	9
3	校内における体制整備	9
4	ハイパーQ Uや教育相談の効果的な活用について	10
	(1) ハイパーQ Uについて	10
	(2) 教育相談について	11
5	児童生徒間のトラブルについて	11
	(1) いじめの認知について	11
	(2) 児童・生徒へのアンケート手法の見直し	12
6	人的資源の充実	13
7	連携体制の強化 情報の共有	13
	(1) 関連機関との密接な連携	13
	(2) 共通理解に基づき子どもを考え、途切れのない支援を行うことの 大切さ	13
第4	おわりに	14

第1 はじめに

令和3年11月24日、弥富市立中学校（以下「当校」という。）3年生に在籍していたXが同級生Yを殺傷し、もって死に至らしめた（以下「本件事案」という。）

弥富市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本件事案を受け、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に基づく調査を行う附属機関として、弥富市いじめ問題専門委員会（呼称：弥富市立中学校重大事案検証及び再発防止検討委員会（以下「本委員会」という。）を設置した。

本委員会は、弁護士、精神科医師、小児科医師、臨床心理士、教育関係の学識経験者5名により構成され、重大事故の対処及び同種の事故の再発防止策の検討を主な目的として、調査・検討を行った。

第2 実施過程

本委員会は、令和3年12月27日に開催された第1回会議から令和4年10月12日に開催された第11回まで会議を開催し、関連する資料等の分析、関係者に対するヒアリング調査等を実施するとともに、各委員がそれぞれの立場・知見から広く協議し、本報告書を取り纏めた。

実施過程の詳細は、別紙のとおりである。

なお、本件調査においては、XおよびYから事情を聴きとることが困難であること、Yの遺族より、生徒を巻き込む聞き取り調査（以下、本委員会による聞き取り調査を「ヒアリング」という。）は望まず、再発防止を主眼にした調査を望む旨の意向をうかがっていたことから、ヒアリング対象者を保育士や教員等の関係者のみにとどめた。そして、情報不足を補完するため、Xへの丁寧な聞き取りを実施し、関係生徒への事情聴取等も踏まえて少年審判を行った名古屋家庭裁判所に対し、本委員会として、情報提供を依頼した。これに対し、名古屋家庭裁判所からは、令和4年4月20日付にて、報道機関等に公開済みのXの少年審判における決定要旨（以下「決定要旨」という。）が交付された。

本委員会としては、これらの情報をもとに、以下のとおり、事実を認定し、報告書を取り纏めたものである。

● 概要

- (1) 委員会開催回数 11回
- (2) 関係者ヒアリング 3日（合計12名）
- (3) 期間 令和3年12月27日から令和4年10月12日

● 実施内容

1 第1回会議 令和3年12月27日（月）午後2時～午後5時30分

教育委員会及び当校校長から事件概要の説明を受け、以下の資料を検討の上、意見交換した。その後、さらに確認したい事項につき、資料の存否を確認の上、存在する資料については次回までに準備し、次回会議の資料とするよう事務局に依頼した。

	資料名	備考
1	事件概要について	
2	教育相談アンケート（各学期1回実施）	R3 2回分 R2 2回分（※） R元 3回分
3	事件後生徒から聞き取りをした記録	2クラス分
4	QUテスト分析結果（XY個人分析のみ）	3年分
5	令和3年度児童生徒数及び学級数	R3.11.1現在
6	当校欠席者状況について	事件後会議開催まで
7	スクールカウンセラーの配置状況	事件後会議開催まで
8	関係法令等 ・いじめ防止対策推進法 ・弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例 ・弥富市いじめ防止基本方針	

※令和2年2学期分の教育相談アンケートについては、保存が確認できず

2 第2回会議 令和4年1月12日（木） 午後2時から午後4時45分

以下の資料の1について説明を受けた上で、前回提出を依頼した2～7の資料を検討し、意見交換を行った。さらに追加資料の準備を提出依頼した。

	資料名	備考
1	事件概要について補足	・マスコミによる被害・ 爆破予告 ・ユーチューバーによる 抗議
2	乳幼児期の記録	
3	小学校の記録	・小学校児童指導要録 ・教育相談資料

4	当校当該学年名簿	1年時から3年時まで
5	小中学校におけるいじめの実態把握について 令和3年度いじめ事案進行管表	各学校から市に報告されたもの
6	ハイパーQ Uテスト分析結果（集団分析）	各学年2回分（2年次のみ2回分※）計5回分
7	カウンセリングの記録（事件後）	2クラス分

※令和2年度はコロナウィルスによる休校措置のため1回しか実施できず

3 第3回会議 令和4年2月9日（水） 午後2時から午後4時50分

以下の資料を検討し、意見交換を行った。

	資料名	備考
1	中学生徒指導要録	
2	教職員表	令和元年度から令和3年度
3	いじめ・不登校対策委員会の記録 （平成28～30年度のうちの該当箇所）	小学校
4	学級経営案 （平成25～30年度のうちの該当箇所）	小学校
5	弥富市いじめアンケート （H29、30）※	小学校 5～6年生時
6	令和4年1月末現在の本件事案まとめ	当校作成
7	民生児童委員・主任児童委員からの聞き取り	
8	平成31年度中学校への入学時の小学校からの記録	
9	令和元年度入学者名簿（小学校からの申送り資料）	小学校作成、当校追記
10	事件当日記者会見の記録	
11	事件当日保護者会の記録	

※1 H25～H28は廃棄済み

4 関係者へのヒアリングの実施

① 小学校関係者

日 時 令和4年3月3日（木）午後1時00分から午後2時45分

ヒアリング対象者 2名

② 中学校関係者

日 時 令和4年3月17日（木）午後1時00分から午後5時30分
ヒアリング対象者 6名

③ 保育所関係者

日 時 令和4年3月24日（木）
午前9時30分から午前11時30分
ヒアリング対象者 3名

5 第4回会議 令和4年4月14日（木） 午後2時から午後3時30分

ヒアリング結果につき、意見交換を行った。

また、少年審判手続きが終了したことを受け、名古屋家庭裁判所に対する照会方法や情報提供依頼書の検討を行った。

6 名古屋家庭裁判所に対する照会

令和4年4月18日付にて、委員長名で名古屋家庭裁判所に本件にかかる少年審判記録の情報開示を依頼した。その結果、名古屋家庭裁判所より、審判概要（報道機関用公表版）の開示を受けた。

7 第5回会議 令和4年5月19日（木） 午後2時から午後5時

本件に至るまでの経緯等につき、期日間に担当委員が作成した案をもとに、どのような事実が認定できるかを協議した。また、事実確認が必要な事項を抽出し、事務局に確認を依頼した。

8 第6回会議 令和4年6月15日（水）

午前9時30分から午前11時50分

本件の事案の原因について、期日間に担当委員が作成した案をもとに、協議した。また、これを踏まえ、本件事案における問題点について協議・検討を行った。さらに、指摘された点について、各担当委員が自らの専門分野に基づき、次回会議までにより深い検討を行い、その結果を報告すべきことを確認した。

9 第7回会議 令和4年7月25日（月）

午前9時30分から午前11時50分

期日間に各担当委員が検討した結果を踏まえ、問題点として指摘すべき事項について協議した。また、各担当委員からの事実確認事項について、回答

結果を共有し、協議の際の前提事実とした。

さらに、再発防止策について、各項目ごとに、各担当委員が自らの専門分野に基づき、次回会議までに検討、取りまとめを行うべきことを確認した。

	資料名	備考
1	令和3年度方針について（案）	緊急時対応フローチャート

10 第8回会議 令和4年8月31日（水）午後1時から午後3時50分

期日間に各委員より要請のあった以下の資料を検討するとともに、再発防止策について、協議・検討した。

	資料名	備考
1	当校スクールカウンセラー相談件数	令和元年～3年
2	当校校内研修内容	令和元年～3年
3	弥富市いじめアンケート（様式）	小学校低学年用、小学校高学年用、中学校用
4	長崎大学「子どもの心の医療・教育センター」ホームページ	

11 第9回会議 令和4年9月21日（水）午後1時30分から午後3時

期日間に各委員より要請のあった以下の資料を検討するとともに、答申案について、協議・検討した。また、次回会議までに各委員が準備すべきことや期限について協議確認した。

	資料名	備考
1	当校スクールカウンセラー便り	令和3年度配布

12 第10回会議 令和4年10月4日（火）午前9時30分から午後0時20分
答申案について、協議・検討した。

13 第11回会議 令和4年10月12日（水）午後1時から2時15分

前回会議において要請した以下の資料を前提に、答申案について、協議・検討した。

	資料名	備考
1	平成30年度行事計画表	小中学校引継会実施の有無及び日時について

第3 再発防止に向けての提言

1 児童生徒の理解に向けて

Xについては、発達上の特性が周囲に気づかれず、適切な時期に適切に支援を受けられないまま、本件に至った事実が認められる。医学的診断を受けていなくても、特性に気づき、幼児期、学童期、思春期、青年期と通して、その時々発達課題に寄り添った途切れない関わりをしていくことが、本人にとっても周りにとっても社会にとっても重要である。

委員会としては、上記趣旨から、以下のとおり提言する。

(1) 教員や保育士らの理解・スキル構築

まず、児童生徒と日常的に関わる教員や保育士らをはじめとする関係者全員が、児童生徒の発達上の特性に関し、十分な知識を習得し、深く理解するとともに、対応スキルを構築することが急務となる。そのためには、市全体の課題ととらえた上で、常勤非常勤を問わず、全教職員に対し、発達上の特性に関する精神科医や臨床心理士等による研修を必修化するなどの体制の充実を検討する必要がある。また、教員らによる学習会等、資質向上のための機会を設けることも有効である。

この点、過去に県内で子どもによる重大な事件が複数発生したことを踏まえ、子どもの心の支援に貢献することを目指して開設された長崎大学の「子どもの心の医療・教育センター」においては、発達障害等によって困難を抱えている児童について高度の支援スキルを持つ人材を育成することを目的として、教師、保育士、療育関係者を対象とした研修プログラム、eラーニングコンテンツを作成、実施している。ここでは、医療関係者と教育関係者が同じ内容で研修を受けることにより、より深い知識と理解を得ることが可能となっている。県や市独自の研修体制の構築は、規模的に困難を伴うことが予想されるが、これらの研究機関の研修を利用するなどして、全教職員が十分な知識や理解を得られるよう検討されたい。

(2) スクールカウンセラーの常駐化

発達上の特性の気づきのためには、幼児期、児童期、思春期の発達、心理、行動について観察、評価、適宜介入をする役割を担う人員の配置が有効である。そこで、委員会としては、心理の専門家であるスクールカウンセラーの常駐化を提言する。

学校現場においては、児童生徒の心身に関連する心配事や気になることは養護教諭が相談を受けることが多く、スクールカウンセラーが校内にいと相談しやすい。養護教諭とスクールカウンセラーが両車輪のように児童生徒、保護者、教員を心理的にサポートすることができると校内組織が強化され、安全・安心な学校生活を送ることができることに役立つであろう。

スクールカウンセラーが学校内に常駐することで、児童生徒のみならず、養護教諭を含めた教員のスーパーバイズや保護者からの相談にもより充実した対応ができるようになる。また、児童生徒の発達上の特性や行動の理解、関わり方などに関する保護者向け、地域住民向け講座の実施等も可能となる。さらに、災害、事故、事件が起こったときにより迅速で適切な心理ケアを実施することも可能となるであろう。予算上の問題はあろうが、市独自の予算に基づくスクールカウンセラーの配置を検討されたい。

なお、文部科学省は、スクールカウンセラーの業務内容として、①生徒、保護者、教員のカウンセリング、②コンサルテーション、③カンファレンス、④生徒、教員、保護者、地域住民に向けた研修、講話、講演、⑤査定、診断（見立て）、調査、⑥予防的対応、⑦危機対応、危機管理といった多岐にわたる内容を定めているが、実際には、当校に限らず、相談希望のあった生徒をスクールカウンセラーにつなぐ程度の活用をみの学校もあり、スクールカウンセラーがその役割を十分に発揮することができる体制になっていない場合も見受けられる。スクールカウンセラーがその業務を必要かつ十分に遂行するには、スクールカウンセラーの役割と必要性、有効性の理解に基づいた学校の受け入れ体制が重要である。教育委員会からの一方通達にならないよう、学校において、スクールカウンセラーが常駐することが、個々の発達の過程を歩み続ける児童生徒のより良い発達に役立つ、という共通認識と同意を確実に得ておくことも求められる。

(3) 進学時における情報引継ぎの強化

保育所、小学校、中学校とそれぞれの学校への進学にあたっては、今以上に、児童生徒個人にかかわる情報共有、特に、個人の行動特性に関する細部の特徴の把握や人間関係等を丁寧に引継ぐよう、徹底すべきである。

特に当校区のように、住民の転出入が少なく、ほとんどの子どもが同地区の同じ保育所、2つの小学校、中学校に通うという地域性を有する地区においては、体制構築さえできれば、各子どもの成育歴、発達過程を追うことができるという利点がある。教育委員会だけではなく、市の保健センターとも連携の上、途切れなく子どもたちの育ちを見守る体制にすることを望みたい。

2 集団における学級経営

成育歴及び成長の変遷を基本として、自己の成長過程において、他者の考えに向き合い、共に意見を出し、また受け入れて、お互いによりよい関係作りをしていこうとする意識を醸成していく姿勢を養う必要がある。

(1) 個々の児童生徒の内面に抱えるものの掘り起こし

人数が少なく、小さいころからお互いによく知っている集団においては、大きな問題も発生せず、穏やかな校風という日常の環境の中で、いろいろな事象が雰囲気慣れてしまっていないだろうか。個人の問題として解決するという視点が重視されがちになるが、集団の中の一人として、自分の前後左右を見て物事を考えて判断できる個人の目線をいかに育てていくか、という視点が今後一層大事になるのではないか。

(2) 児童生徒間内での自治意識能力の構築

小中学校においては、どうしてもクラス内においていくつかの小グループが存在し、それぞれがクラス内で再分裂するなどしながら、進級して新たなクラスを形成していく集団の構図が形成される。特に、当校のように児童生徒数が少ない組織においては、クラス内の見えないところで小グループができやすく、かつ、小グループの集合離散が発生しやすい傾向がある。

このように閉塞された日常生活の葛藤が生じやすい単なる小グループの混在ではなく、児童生徒の集団の母体はクラスという認識の下、クラスとしてどうしていくかという自治意識の醸成を図っていくという必然性をクラスの一員としてどのように認識させるかという指導の視点が必要となる。

(3) 児童生徒の視点での学校の在り方を考える教員組織

学校環境とは、教師の存在そのものという教師集団の確固たる認識が存在する。しかし、児童生徒が自然に心の中を発露できる、学校環境の実現が図れる学校づくりが求められている。具体的には、児童生徒の発達段階に応じた、心の成長の育成が図れる学校、自ら成長する姿勢が自覚できる、自我の成長を感じさせることができる学校づくりである。

指導エッセンス構築のポイントは、教師の意識改革（児童生徒の自治能力を育てる、具体的方策としての学級会等の在り方の追求）への組織の不断の努力が必要ということになるのではないかと。

また、学校と家庭を結ぶ懸け橋的な役割を構築していくことで、児童生徒と教師と家族の間でのソフトランディング機能を果たすなどの手段の構築はできないか。

(4) 児童生徒による校内自治活動の意識の醸成と学級会活動の定着化

児童生徒同士が学級をはじめとした集団活動の中で、互いに関わり合い、本音を出し合い、他を認め合う人間関係づくりを目指す場として、学級会という話し合いの時間をクラスで毎週設定することも有効である。また、「校内自治活動」という概念に対する教師集団の認識度が不明確であるが、人権教育（命の教育）＝人間教育（共生の精神の醸成）の視点の醸成や児童生徒同士による、「人間関係構築の活動」の創生（異学年交流他）といった意義を共通認識とすべきである。

3 校内における体制整備

児童生徒が安全安心に留意して楽しく学校生活を送れるようになるために、教員集団は、常に組織の職場環境の改善を図ることが肝要である。具体的な視点として、以下を挙げておく。

- 組織の命令指示系統の明確化を図り、校長は常にリーダーシップを。

- ・ 学年内での連絡系統を曖昧にさせない「報連相」の徹底を。教員の連絡系統が曖昧な組織は教える児童生徒への指示も曖昧になる。
- ・ 立場をしっかりと認識し、指示を的確に出す（教頭、教務、校務、学年主任等）。また、階級に関係なく自分の意見はきちんと伝える雰囲気作りが大事。
- ・ 児童生徒の進級時の引継ぎにおける慎重な対応、情報の的確な分析。
- ・ 校内各種会議（いじめ不登校、生徒指導、主任者会、学年会他）における決定事項・検討事項の見極めの明確化（曖昧に終わらせない）
- じっくり児童生徒の話に耳を傾ける教員の姿勢（傾聴）
 - ・ トラブル事案のような場合は、間をおいて話を聞くことも必要。（本音はどこかなど）
- 保護者との関係性の度合い
 - ・ 懇談時の保護者との会話 担任（教員）と保護者の関係性の度合い

4 ハイパーQ Uや教育相談の効果的な活用について

（1）ハイパーQ Uについて

ハイパーQ Uは、直截的なアンケートでは把握できないような各児童生徒のソーシャルスキル尺度やクラス集団の特徴や傾向等を把握する極めて有効なツールである。また、年度中に複数回実施することで、児童生徒の心境の変化やクラスにおける位置、満足度等を比較検討することもできる。弥富市においては、中学校は春と秋の年2回実施しており、この点高く評価できる。

しかし、データ分析が細分化され膨大な資料となっている結果、前述のとおり、個々の生徒や変化に関するデータまで教員が把握しきれない状況があることが確認された。

この点、せっかくのツールを担当が読み込んで分析し、自クラスの児童生徒の指導に生かすために、たとえ「学級満足群」に属する生徒であっても、個々の生徒の下位項目のチェックや、春と秋の比較（クラス集団のみならず、個々の児童生徒の具体的な変化）、さらには前年度までの結果との比較に教員が目を向けることができるよう、教育委員会において、留意点を記載したマニュアル等を作成し、全教員に配布することを検討されたい。なお、同マニュアル策定にあたり、ハイパーQ Uの専門家のアドバイスを得るべきことは当然の前提となろう。

(2) 教育相談について

教育相談アンケート及びこれを受けた個別面談は、児童生徒の心の声を聞き出す機会となりうる。その効果的な活用を図り、教員の児童生徒への具体的な関わり的手段としていくことが求められる。また、個別面談にあたっては、教育相談アンケートのみならず、ハイパーQ U結果も参考にしつつ、それぞれの資料を連携させる活かし方をする必要があり。例えば、教育相談アンケートやこれに基づく聞き取り結果と、ハイパーQ Uでの分析結果にギャップがあれば、その原因を詳細に深く検討することが求められるであろう。

この点、個々の教員に対応を委ねることは加重な負担となること、教員や学校間での温度差を生むことから、教育委員会において一定の枠組みや考え方を示していくことが望ましい。

なお、教育委員会は、本件事案を受け、全市的に教育相談アンケートの保存期間を3年から5年に延長したとのことである。切れ目のない支援、過年度との比較による振り返りという観点からは評価できる。

5 児童生徒間のトラブルについて

本委員会としては、本件事案は、発達上の特性に関する周囲の理解不足が大きな要因となって発生したものと考えている。よって、直接いじめに関わるものではないが、本委員会が法28条に基づき設置された委員会であること、今後、いじめによる児童生徒間のトラブルが原因でこのような事態が発生しないとは限らないこと、検証にあたって提供された資料におけるいじめに関する取り組みについて改善すべき点が見受けられたことから、本件とは直接関わりはないものの、再発防止のための提言を以下に述べる。

(1) いじめの認知について

いじめの認知に関する問題点は先に指摘したとおりである。当校に限らず、いじめ防止に関する校内研修を実施し、全職員がいじめの定義を正確に理解することが不可欠である。また、いじめの認知について、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策組織で行い、情報共有することや、いじめ解消についても、継続的な見守りの後、いじめ防止対策組織で判断するようにすることが求められている。

いじめの定義は年とともに変化している。これは社会情勢や学校の現状を踏まえての変化であり、だからこそ、現在のいじめの定義を正確に理解していなければ、いじめを見落とすことになる。児童生徒が心身の苦痛を受けている場合には、継続的なものであるか否か、軽微なものか否かを問わず、「いじめ」として認知し、対応する必要がある。この際に、加害と言われる児童生徒の主観は問わない。悪気があるか否かに関係なく、相手が心身の苦痛を受けている場合には、担任等個人に委ねるのではなく、いじめ防止対策組織に情報提供の上、組織として対応を検討し、見守りを継続すべきである。

(2) 児童・生徒へのアンケート手法の見直し

学校内のいじめを認知するために、児童・生徒に対するアンケートを実施して、いじめを受けていないか、悩み事はないかを確認していくことは非常に重要である。そして、実施にあたっては、効果的に児童・生徒の悩みについて聞き出せているか、常に検証し、アンケート項目等を適宜改訂していく必要がある。

この点、本市において実施されていた「いじめアンケート」は、「このアンケートは、だれにも話をしませんので、安心して答えてください。あてはまるところの（ ）にかならず○をつけてください」と冒頭に記載された上で、

「1 あなたは、今の学年になってからいじめられたことがありますか？」という問いがなされている。そして、その回答欄は、

「① () ありません ② () あります」

と記載されている。

さらに、「3 今、あなたのクラスや通学団（中学校アンケートは通学団の代わりに部活動と記載されている）でいじめがあると思いますか？」という問いに対しても、その回答欄は、

「① () ないと思う ② () あると思う」

と記載されている。

上記のような質問形式では、「今」以外のいじめ、すなわち、「今の学年になる前のいじめ」を記載することはできなくなる。また、「ありません」「ないと思う」が先に記載されることで、いじめの存在を報告しにくくなる可能性もある。

質問の仕方について、より児童生徒が答えやすい形での工夫が求められるとともに、同じ質問ではなく、毎回聞き方を変え、ときにはテ

一マを絞った質問にしてみたり、他の児童・生徒のいじめを見聞していないか確認するような質問形式にしてみたり、アンケートの中に、いじめの例示を記載し、児童・生徒がアンケートを通じていじめの理解を深められるような工夫をしたりするなど、その時々状況に応じて見直していく必要がある。

さらに、教室でアンケートを記載させることにより、他者の目を気にして記載できない児童生徒も少なからず存在すると思われる。他都市では、自宅で記入して翌日封筒に入れて提出する形に変更するなど、の取組みも見られるものであり、今後の検討課題とされたい。

6 人的資源の充実

前記のとおり検証により浮かび上がった課題の背景には、教員の多忙化や教員不足により、ひとりひとりの児童生徒に十分な目を向ける余裕がないという現状があると思われる。特に小規模校においては、少人数の教員で業務を回さざるを得ず、教員に余裕がないのが実情である。

この点、予算の問題はあるものの、児童生徒を見守る眼を増やすため、教職員の増員を検討されたい。具体的には、市単独の常勤講師の配置等や前述したスクールカウンセラーの常駐等が考えられる。

7 連携体制の強化 情報の共有

(1) 関連機関との密接な連携

本件のような悲しい事件を防ぐためには、学校が、学区の民生・児童委員、主任児童委員等との連携により、児童生徒のみならず、家庭内の状況を把握し、場合によっては家庭における生きづらさがあれば、これを解決するための対応を検討することが有効である。

また、各進級、進学過程での十分な引継ぎによる切れ目のない支援に加えて、医療機関、適応指導支援教室、児童相談所等と市教委・学校とのトライアングル連携、児童館との連携による下校後の児童館での様子の効果的な分析等も強化されるべきであろう。

(2) 共通理解に基づき子どもを考え、途切れのない支援を行うことの大切さ

前述1 (1) で言及した長崎大学の「子どもの心の医療・教育センター」においては、医療、教育、療育、保健、福祉等の連携を強化するため

に、地域のネットワークを構築し、乳幼児期、学齢期、成人期において途切れない支援を行うことのできる体制を整えている。その連携は、情報交換レベルのものではなく、もっと密接な、踏み込んだ連携であり、学校等の要請に応じてセンターが訪問支援を行うことも想定されている。

このような体制を一行政区で構築することは困難であるが、県単位で、高度の専門性を有する大学等と連携の上体制構築していくことが検討されてしかるべきではなかろうか。

第4 おわりに

本件調査の過程では、被害者であるYくんの、明るく素直な人となり、クラスのムードメーカーとしての様子が伝わってくるエピソードが数多く確認されました。未来に対する夢や希望もあったことでしょう。

そのような中、突然理不尽に未来を奪われてしまったYくん、そしてこれまで愛情をもってYくんを育ててこられたご遺族、さらにはその場に居合わせ、現在も苦しんでいる同級生たちのためにも、我々としては、このようなことが二度と起こらないようにするにはどうすればよいかを検証してきたつもりです。

Xくんは同級生の命と未来を奪うという取り返しのつかない行動を決断し実行してしまいました。Xくんは周囲の人との信頼関係を築くことができず、困難さを誰にも相談しないで抱え込みました。そのことに誰も気づくことができませんでした。

調査においては、本件事案直後のマスコミその他の取材や報道が、受験前の生徒たちを苦しめた事実も確認しました。過熱取材により学校や塾に通えなくなった生徒たちも多く存在しました。生徒たちが取材や報道により二次被害を受けていることをご理解いただき、今回の報告書の公表を機に、今後、過度な取材をされることのないよう、お願いいたします。

最後に、Yくんのご冥福を心よりお祈り申し上げます。

弥富市立中学校重大事案検証及び再発防止検討委員会

弁護士	福	谷	朋	子
教育関係者	伊	藤	辰	男
臨床心理士	谷	川	智	子
精神科医	平	田	美	音
小児科医	六	鹿	泰	弘

学校において大切な命を失った悲しみは消えることはありません。それを防ぐことができなかつた後悔が薄らぐこともありません。しかし、提言をいただいた今、私たちができることは、二度と同じことが起きないように努めることであると考え、教育委員会は、以下のことを行いました。

- ・市独自でスクールカウンセラーを配置し、中学校において毎日相談できる体制を確立しました。
- ・学区の小学校へのスクールカウンセラーの配置時間数を増やし、小学校の相談時間を拡大しました。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド向上研修を実施し、教員の相談スキルを向上させます。
- ・教育委員会へスーパーバイザーを配置し、学校の相談体制が確立するよう支援します。
- ・教育支援コンダクターを配置し、発達に特性のある児童生徒の気持ちへの寄り添いや特別支援の視点をもった教員を育てます。
- ・スクールソーシャルワーカーや民生・児童委員等を活用し、児童生徒のみならず保護者や家庭を支援します。
- ・校内の情報管理を徹底させ、途切れのない支援体制を推進します。

これらを今後も継続・充実させていくこと、そして、この報告書の公開が、すべての児童生徒のかけがえのない命を守ることへのひとつの手がかりになることを切に願います。

令和5年10月

弥富市教育委員会